



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

フランスの南太平洋戦略 —海洋をめぐる地域安定の役割—

神 田 英 宣

フランスの南太平洋戦略 ー海洋をめぐる地域安定の役割ー

神田 英宣

はじめに

1974年以来フランスは、「国防白書（Livre blanc sur la défense）」に国防の骨幹となるパラメーターを示してきたが、主権・介入問題に対する立場を変えようとしつつある。オランド（François Hollande）大統領は地中海およびアフリカの軍事活動を回帰しているが、グローバルな安全保障の関与を重視しているのである。2013年の「防衛国家安全保障白書（Livre blanc sur la défense et la sécurité nationale）」には、軍事介入が想定されている優先地域に「太平洋」¹は含まれていない。しかしその中には、フランスは武力衝突に直接脅かされることはないものの、アジアに関与せざるを得ないと述べられている。その理由として、国連常任理事国などの立場や太平洋（およびインド洋）における軍事プレゼンス（puissance présente）を挙げている²。またフランスは、太平洋地域の経済権益を守るだけでなく、主として豪州との協力のもとで地域の安全保障関係を深化していくと記しており³、自立と協調の方向性を明らかにしている。つまりフランスは、国際舞台における大国としての地位を担うことを模索しつつ、グローバルな国益を得ようとしているのである。

太平洋を見渡せば、フランスの海外領土が4箇所に点在している。2003年ニューカレドニア（Nouvelle-Calédonie）は、フランスの特別公共団体（Collectivité sui generis）として独自の立法権を有しており、独立を決定する住民投票を控えている。またウォリス・フツナ（Wallis et Futuna）およびフレンチ・ポリ

ネシア（Polynésie française）は、海外準県（Collectivité d'outre-mer）として自治権を拡大している。しかしながら、3領地の外交や安全保障をあくまでもフランス政府が掌握していることには変わりがない。その海外領土に囲まれて、クック諸島、米領サモア、サモア、ニウエ、ツバル、フィジー、ソロモン諸島およびバヌアツが位置するが、ほぼその中心にウォリス・エ・フトゥナが構える。さらにフランスはメキシコ西岸沖合に無人島クリッパートン島を有する。今や海洋を舞台として、海上不法活動、環境保全、自然災害などをグローバルの課題として取り組む時代となっている。したがって太平洋に跨って海洋権益を有するフランスが、中心的な役割を担う部分であろう。

フランスは、ニューカレドニア駐屯仏軍（Forces armées en Nouvelle-Calédonie: FANC）およびフレンチ・ポリネシア駐屯仏軍（Forces armées en Polynésie française: FAPF）の常設部隊を編成している。それぞれの隷下でフランス海軍太平洋艦隊は、小規模ながら艦艇（約5隻）、輸送機（約4隻）などを配備している。その両軍の配備位置からわかるとおり、フランスは南太平洋を空域から掌握できる。フランスは、恒久責任地帯（la zone de responsabilité permanente: ZRP）内の主権の維持、排他的経済水域（EEZ）での不法活動（違法漁業取締り、密輸入）のほか、自国領域の周辺海域を越えて監視活動、災害救助および人道支援活動に携わるのはある意味必然とも言えるが、圧倒的な軍事力を保有しているわけではない。冷戦直後と現在の両軍の兵員数を比較しても、大幅に減少している⁴。しかしながら、フレンチ・ポリネシア駐屯仏軍高等司令官の経験を持つ元フランス海軍大将ビチヨ（Jean-Louis Vichot）は、フランスが太平洋の主権および経済権益を守るには、環境保全、災害対応および不法活動など複雑な要因が絡む安全保障上の懸念が浮上していると指摘している。そこでフランスは自国の対応だけでなく、国際協力の課題に取り組む必要があると言えよう。

1998年アレキサンダー（Ronni Alexander）は、太平洋の安全保障環境を、外部脅威から安全を保障するのではなく、国家あるいは地域から安全を創造することに力点を置いて分析した⁵。その内発的安全（endogenous security）の

含意は、安全は保障する側と保護される側のパートナーシップによって構築されることが前提になっている。そこで本稿は「内発的安全」の視点から、フランスが南太平洋の主権を維持しつつ地域協力をとることにどのような意義があるのかという問いを念頭に入れながら、フランスの軍事的役割を通時的に考察する。その上で、南太平洋の安全保障環境に変化を与えうる脅威ファクターを検討し、フランスの安全保障協力の今日的意義を導出する。

1 自立主義から協調主義への転換

(1) フランスの核と異次元の「内発的安全」

太平洋島嶼国（14か国）⁶は、第二次大戦後米国、英国およびフランスの統治下にあったが、サモア独立（1962年）を皮切りに次々と独立を果たした。米国の信託統治におかれたミクロネシアを除く国々は、国内の政情を安定化する課題を背負っていたため、対外的には英連邦に加盟することによって、豪州およびニュージーランドに安全保障を委ねていた。アレキサンダーはその役割の中で、豪州、ニュージーランドおよび米国の軍事プレゼンスは大きいと述べているが、南太平洋のフランス軍は取り上げてはいない。なぜならフランス領周辺の南太平洋では、米国、豪州およびニュージーランドがミクロネシア、メラネシアおよびポリネシアの防衛の責任を分担することにより、域内の武力闘争予防や治安維持に対応してきたからである。

他方1963年フランスは、米国および英国が太平洋の核実験を終了する中で、太平洋実験センター（Centre d' Expérimentations du Pacifique: CEP）を開設して、1966年にフレンチ・ポリネシアにおいて核実験を開始した。同時にフランスは、FAPFにCEPを警護・後方支援するために海軍により周辺海域を要塞化している。すでに米ソの偵察衛星によって上空からの写真は公開されているが、艦艇2隻、後方支援艦1隻などが配備されており、外部からの情報収集や反対運動を阻止していたと見られる。1995年7月には、環境保護団体グリー

ンピースの船舶がタヒチ島付近の侵入禁止区域でフランス海軍に一時拿捕される事案も生じた。つまりフランスはフレンチ・ポリネシアから公海に至るまで支配下に置いて、脅威を排除していたのである。これに対して1971年、南太平洋フォーラム（South Pacific Commission: SPF）が、「内発的安全」のために結集して、フランス核実験に抗議した。しかしフランスは自主外交を徹底して、統治国主体の南太平洋委員会（South Pacific Commission: SPC）⁷でも、「核」と「ポリネシア独立」のフォーカスを拒否している。この外交上の拒絶が、皮肉にも南太平洋地域の「内発的安全」機能を高めることに繋がったのである。

フランスは強気な外交を展開する一方で、ニューカレドニアの内政安定化を図ることに悩みを抱えていた。1960年代以降、カナク先住民が権利主張を求めて独立運動を勃興して、政治的な動乱は一向に収拾がつかなかった。1985年頃から、武力闘争が激化するとフランスは国家憲兵隊（gendarmérie nationale）をニューカレドニア各地に展開させた。対立がエスカレーションしたため、ミッテラン（François Mitterrand）大統領は艦艇を派遣して、ヌメア軍事基地の駐留兵力の強化を発表した⁸。正にフランスは独立派の「内発的安全」に対抗するために軍事力を利用したのである。

これに対してSPFは、ニューカレドニア動乱に対する「内発的安全」を機能させ、1987年国連総会のニューカレドニア独立促進決議を採択へと誘導したのである。結果的に、この「内発的安全」はニューカレドニアの政治混乱の収束を導いた。シラク政権が反政府派に対して軍事的に封じ込めることに失敗すると、フランス政府は国内外から反発を受けることに繋がり、1988年には戦闘状態が和平合意⁹へと転換したからである。他方、フレンチ・ポリネシアも政治的に不安定であった。1987年、核試験場労働者の解雇に始まった暴動が生じた。時を経て1995年6月、シラク（Jacques René Chirac）大統領がムルロア環礁における核実験の再開を発表すると、抗議集会に集まった住民が暴徒化した。フランスはそれを鎮圧するには警察力だけでは収まりがつかず、国家憲兵隊の軍事機能を向けざるを得なかった。南太平洋地域全体がフランス

に対して「内発的安全」を働かせた根底には、地域に協調しないフランスの独自外交があったことは明らかである。

（２）南太平洋島嶼国の海洋秩序形成とフランスの協調

シラク大統領が包括核実験禁止条約（CTBT）採択を受諾して、1996年1月に核実験は終了した。南太平洋島嶼国はSPFを通じて、国連海洋法協議および漁業問題といった共通の課題をめぐって地域連携を発揮して、主権国家体制を確立していった。太平洋島嶼地域機関（Pacific Islands Forum Fisheries Agency: FFA）¹⁰では、互いの政策実行の中で情報共有による漁業管理の概念が芽生えている¹¹。そして1982年のナウル協定（Nauru agreement）¹²締結を境に、地域の漁業資源をめぐって、地域の主体として米国をはじめとする域外の遠洋漁業国との交渉が始まり、南太平洋島嶼国は域外との海洋秩序を形成する機能を働かせるようになったのである。そのような域外からの参入に対する「内発的安全」が働く一方で、島嶼国は経済規模も小さい上に、サイクロンや津波など自然災害に社会的にも経済的にも苛まれ国家基盤が脆弱であった。1992年12月、地域のリーダーたる豪州、ニュージーランドが、核問題が擡げる中でフランスと「南太平洋における災害救援協力協定（FRANZ協定）」を結んだことは、3か国の連携を活性化するだけでなく、自然災害に苛まれる島嶼国の「内発的安全」を支援したという見方もできる。

ここで豪州およびニュージーランドはなぜ核問題で孤立するフランスとの協力を求めたのかを明らかにする。ニュージーランドはフランスの核実験に対する反核運動が盛んであった。例えば1986年、ニュージーランドは南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）に調印し、1987年には非核地帯・軍縮・軍備制限法を制定するなど、非核政策を精力的に推進したが、こうした一連の政策の背景には国民の広い支持があったからにほかならない。しかしこれが米国の反感を招き、米国は対ANZUSの安全保障義務をニュージーランドに対して停止してしまった。この核問題をめぐる米国との対立はニュージーランドが自立性の限界を改めて自覚させる強いきっかけとなった。

他方豪州は、米国の核兵器搭載艦艇に寄港を許容することはANZUSの同盟関係のもとで必須であるとして、ニュージーランドの動きに同調せずに新たな国防政策を模索した。1987年豪州は「国防白書（Defense White Paper）」に、低レベルの地域紛争に対しては自国で対処するという自主防衛（self-reliance）を打ち出し¹³、歴史的関係の深いパプアニューギニアの安定化を目指した。その地域支援に能力開発支援が組み入れられたのである。そこで1987年豪州は、パプアニューギニアEEZ内の海上監視活動を支援するために巡視艇の供与を開始するとともに、訓練支援や整備支援などに着手した¹⁴。次に豪州はこの支援を太平洋巡視艇プログラム（PPB Program）として、1997年までの間太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum: PIF）加盟国（12カ国）¹⁵および東ティモールに拡大したのである。1994年の国防白書には、豪州は、他の島嶼国周辺における海洋の安定化（不法活動の取締り、海難救助など）にも繋げるため、フランスに期待すると明記している¹⁶。

冷戦の終結後の新たな秩序構築のため、豪州とニュージーランドは、非核政策の枠外で両国の関係を強化し、外交・安全保障政策を遂行しようとした。その具体的な表れが、1991年から両国間で展開され始めた「緊密な防衛関係（closer defense relations）」と呼ばれる防衛協力体制であり¹⁷、FRANZ協定は、その直後に結ばれたものである。

核実験の終止符を受けて、フランスあるいは南太平洋島嶼国にとっても、CEPは核を拡散する地点からその核を凝縮する地点となった¹⁸。国際的に自主外交と孤立が一体化したフランス政治が協調へと大きく転換したのは明らかであった。そこでニュージーランドは、フランスと核をめぐる捻じれた両国関係を正常化に結び付けるには、海上監視や災害派遣の協力にあると考えたのである。2001年、ニュージーランドは豪州を交えてフランス原子力潜水艦ペルル（Perle）と海軍演習を実施しており、核政策をめぐる両国間の楔が抜かれたのである。そして2008年フランスは、豪州、ニュージーランドのほかパプアニューギニア、バヌアツおよびトンガをニューカレドニアに集めて、南十字星演習（Exercise Croix du Sud）を開催した。豪州およびニュージーランド

の期待に沿って、フランスも水陸両用作戦能力の多様なスペクトラムを地域一体となった人道支援・災害救助（Humanitarian Assistance / Disaster Relief : HA/DR）能力に振り向けることによって、南太平洋島嶼国の共同安全保障にかかわる足がかりを掴んだのである。フランスが地域のリーダーである豪州とニュージーランドとともに南太平洋地域への取組みに参加したことは、地域の信頼醸成に大きく繋がったものと考えられる。

また2008年フランスは、南太平洋の安定のために、HA/DRなどの緊急事態に介入することを国防白書に明示した¹⁹。フランスは、サイクロン被害（2007年）の際にはパプアニューギニアへ、サモア沖地震の津波災害（2009年）ではフィジーへ、そしてトマス・サイクロン（2010年）でトンガへとポリネシア全域にわたって緊急援助活動を展開している。また2011年には、FANCは海洋調整救難センター（Centre de Coordination de Sauvetage Maritime: MRCC）²⁰を設置しており、FAPFとの連携を取りながら、周辺国との救難体制を築きあげ、年間135回以上にわたる災害派遣に出動した²¹。さらにサイクロン・パム（2015年）では、FAPFはMRCCを介してFANCの支援を実施しており、両地点の軍事力は地域の安定に相互に機能している。このことからフランスが、早期警戒や共同対処・復旧作業の調整が必要な様々な事態に効果的に対処していることがわかる。

次にフランスの地域の政情安定化に向けた動きはどうであろうか。東ティモール動乱（1999年）では「東ティモール国際軍」としてニューカレドニアから地上部隊を送るとともに、仏海軍艦艇ヴァンデミエール（Vendémiaire）を派遣した²²。この派遣は豪州の要請に答えたものではあるが、PIFパートナーにすぎないフランスが地域の安定化に関心を寄せていたことがわかる。さらにフランスは南太平洋島嶼国の対立を解消するような協調外交的な役割を演じた。2003年7月末、シラク大統領は、第1回フランスー太平洋首脳会議をフレンチ・ポリネシアに招集して、南太平洋島嶼国との対話と協力を強調した。その席上、フランスは豪州およびニュージーランドの政策を支持するとともに、南太平洋島嶼国へのODAの大幅な増額やHA/DR活動を約束したのである²³。2006年6月、

フレンチ・ポリネシアとニューカレドニアがPIF準会員（associate membership）に、ウォリス・ツツナがオブザーバーに指定されたことは、南太平洋島嶼国との連携強化の証左と言える。フランスは軍事力と外交力を駆使して、南太平洋地域の「内発的安全」に呼応してきたことがわかる。

2 フランスの「内発的安全」

南太平洋におけるフランスの展望を論じる上で、ニューカレドニアの不確実性（ambiguity）²⁴は避けることができない。端的に言えばニューカレドニアが独立して、フランス軍が南太平洋から遠のけば、豪州およびニュージーランドのリーダーシップにも影響を与えかねないからである。そこでフランスの「内発的安全」の現状を整理する。

1998年に再度独立を問う住民投票の結果、ヌメア協定（1998年）が締結してニューカレドニアが落ち着きを取りもどした。この協定の主な内容は、①現行の領土議会を廃止し、新しい議会と政府を発足、②軍事、外交、税制などを除く行政権をFANC政府へ段階的に移譲、そして③2014年から2019年の間に、ニューカレドニアの完全な独立の是非を問う住民投票を実施するというものである。現在ニューカレドニアは、社会保障、労働基準、土地保有制度などの国内問題に取り組んでいる。しかし独立した場合、外交、軍事、警察などの統治制度がどのように移行するのか、またフランス政府との連携体制はどうなるのかといった不確実性を孕んでいる。

他方フレンチ・ポリネシアでは、1995年9月、核実験に反発した住民が大規模なデモを繰り広げて、タヒチ国際飛行場やパペーテ警察本部を襲い、激しい暴動が生じた。そこで2004年に独立派オスカー・テマル（Oscar Temaru）は、フランス政府に依存した観光業を軸とする経済体制から脱却することを提唱して、独立を主張する政権を樹立した。しかしガストン・フロス（Gaston Flosse）大統領に続き自治派のエドゥアルド・フリッチ（Eouard Fritch）が政

権を奪い返しており、内政は安定していない。それにも増して、フレンチ・ポリネシアの経済再建問題は深刻である。フレンチ・ポリネシアは資金不足で失業率は約20%以上に上昇しており、具体的な雇用促進策もとれずに経済危機が続いている。また自治権の要求問題が熾り始めている。2013年5月国連総会は、「領土の非植民地化リスト」にフレンチ・ポリネシアの登録を決定した。それを受けて、フレンチ・ポリネシア議会が自治権を求める国民投票案を可決したものの、フランス政府の決定はなされてはいない。現在フランスと与党は、リストからの除外を求め現状維持を希望している。また反独立派は、国連にこれまでのフランスとの関係維持を支持するよう求めている²⁵。これは、独立派および反独立派の主張が平行線となって膠着していることを示している。したがってニューカレドニアの国民投票の如何を問わず、フレンチ・ポリネシアの内政も安定に向かうことは保証できないと言える。東西領地（ニューカレドニアおよびフレンチ・ポリネシア）の歴史を振り返っていても、今後とも治安維持に一抹の不安が残っている以上、両地域の駐屯仏軍の存在は欠かせない。

またニューカレドニアを取り巻いて、フランスは隣国バヌアツと境界線画定の問題を抱えている。1976年に、フランスはマシュー島（Matthew islands）およびハンター島（Hunter islands）の領有を宣言した。その後に独立したバヌアツは、1993年に国旗をハンター島に立て、フランスは臆することなく海軍艦艇を派遣し、気象観測基地を設置して主権を誇示した。2007年7月フランスが、大陸棚限界委員会にニューカレドニア南東部分の申請をした際にも、バヌアツは領土の侵害に当たるとして抗議した。そのため当該海域の審査は停止している²⁶。したがって、この周辺海域にはレアメタルなどの海底資源の賦存が認められているが、手つかずのままである。2009年バヌアツは、FLNKSに領有を認可させる動きに出ているが、フランスはバヌアツとの境界画定問題に向けた「内発的安全」の方策を見つけてはいない。ヌメア協定締結を後のFLNKSとフランス政府の関係は良好ではあるが、メラネシア先鋒グループ（Melanesian Spearhead Group: MSG）²⁷との関係がどのように作用するかは予想できない。フランスは自らの「内発的安全」の対応を求められているの

である。

3 新たな南太平洋の「内発的安全」

アレキサンダーは、脅威を事象分類しているため、特定のアクターを抽出してはいない。したがって「域外国」による過大な影響力（失業、騒擾など）は想定されてはいない。南太平洋には多くの国が地域レジームに参加して経済活動も活性化している。中国もその一員ではあるが、国家戦略として、外交、経済、文化、安全保障などの権力をスペクトラムとして放つアプローチを取っている。そこで、中国を新たな国外ファクターとして分析を試みる。

まず軍事的な活動に目を向けてみる。中国は、環太平洋合同演習リムパック（1998年）に始まり、第1回西太平洋潜水艦救難訓練（2000年）、コブラゴールド軍事演習（2002年）にオブザーバーを派遣するなど南進した。2007年にはタスマン海まで進出して、中国は豪州およびニュージーランドと海上訓練（テロ対処、搜索救難、揚陸等）に参加するなど急速に軍事交流を進めたのである。また中国病院船「和平方舟」は2010年、インド洋を抜けて東アフリカへ、2011年には太平洋を抜けてカリブ海まで赴き、親善診療に回った。2014年8月和平方舟は乗船医療チーム（約132名）を乗船させて、トンガ、フィジー、バヌアツおよびパプアニューギニアなどを寄港して市民を診察した。現地の医師、看護師も中国に協力して、手術（約39種）が実施されたという。そして2015年10月和平方舟は、フレンチ・ポリネシアで診療支援した後、メキシコ、グレナダ、ペルーに向かっており、太平洋を隈なく病院船外交を繰り返している。この活動は2006年から米国が始めたパシフィック・パートナーシップに倣っているように見える。しかし米国が日本やフランスなどの参加を得て実施した活動と異なり、中国は単独で実施している。つまり中国は、豪州およびニュージーランドと距離を置いている南太平洋島嶼国と良好な関係を独自に切り開こうとしているのである。中国は約40年、太平洋で台湾と「承認」争いをしてきたが、今やこの地域へ友好的（benign）な軍事力を組み合わせて通じ友好

関係の構築を演出している。

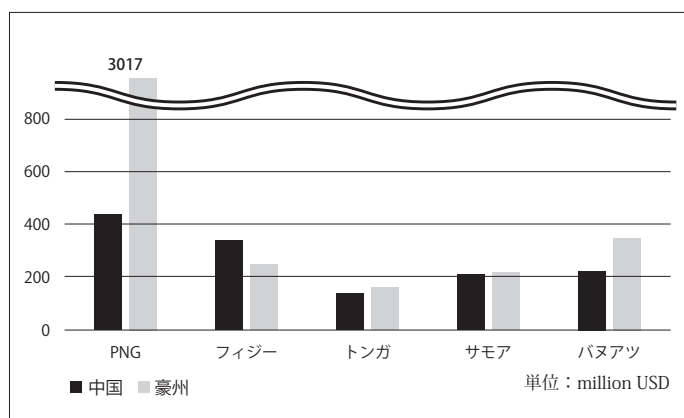
一方、2000年に生じたフィジーおよびソロモン諸島のクーデターでは、豪州、ニュージーランドが中心となり、PIFが地域紛争に対する介入を採択した。これは南太平洋の平定を目指して、地域一体となった「内発的安全」に取り組んだ選択であった。2003年7月豪州の主導によって、PIFはソロモン諸島に武力介入して、治安回復と統治機構の再建を図った。他方中国の関与がフィジーの新たなメカニズムを引き起こした。フィジーは、豪州、ニュージーランドおよび南太平洋島嶼国との協力関係を重視しつつも、ルック・ノース政策を打ち出し、ASEAN諸国および日本などのほかに、中国との関係強化を目指していた。中国はそれに呼応して2006年4月、第1回経済開発協力フォーラムをフィジーで主催し、南太平洋島嶼国の貿易、投資の拡大のために、3か年の借款（約430億円）を提供すると発表した²⁸。バイニマラマ軍事政権が発足して、伝統的に経済協力を進めてきた豪州やニュージーランドとの関係が冷え込む一方、南太平洋への影響拡大を狙う中国との海外交流を深めたのである。ついにフィジー軍事政権は2009年、民主政権に転換していないことを理由に、PIFから加盟国資格停止処分を受けた。

諸国間の軋轢が深まった2011年6月、フィジー、トンガ両国海軍の艦艇がミネルヴァ環礁を挟んで対峙し、フィジー乗員が拘束される事態が発生した²⁹。その環礁には海底鉱物資源が賦存すると言われており、フィジーは領有権を強固に主張し、トンガとの交渉は持たれていない。またバイニマラマ首相は、PIFは全太平洋諸島国民の期待に応える組織ではないと表明し、2013年に太平洋諸島開発フォーラム（Pacific Islands Development Forum: PIDF）を創設して対抗した。一極構造を目指すPIFの関与に対して、多極構造が生まれたのである。2014年9月、フィジーは総選挙を受けて参加資格停止を解除されているが、域内との政治的な調和をとる兆しはない。フィジーは国家開発戦略の中で中国を重要なパートナーに位置づけており、地域問題と国際問題のあらゆる分野で緊密に中国に協力すると表明した。早速2015年7月、中国はフィジーと、人材育成、国際平和維持活動や海軍建設などの軍事協力を締結した³⁰。すでに

2013年6月、フィジーはロシアと軍事協力を締結していることから³¹、域外アクターがフィジーに向けて攻勢的な動きを見せている。今やフィジーの軍事化は、独自性を高める「内発的安全」として働こうとしているのである。

中国の経済援助はフィジーに限ったものでもなく、主要4か国（豪州、米国、日本およびニュージーランド）に比べても決して多いわけではない。しかしその支援の行き先は、豪州の手が及ばない国に集中している（図1）。OECDに加盟していない中国の援助は厳密に比較することは困難であるものの、政府機関建築や港湾整備などの割当額が他国総計額の約1.5倍に当たると試算できる。また中国借款は中国労働者を受け入れることを条件にしていることもあり、必ずしも当事国の経済成長を高めるために使用されていない、あるいは中国は無償供与よりも借款の比率を高めて、南太平洋関係国との影響力を断ち切れないものにしつつあると指摘されている。例えばトンガは、中国への借款返済額が国家収益の約17%に相当し、返済を5年延期することになったものの将来返済

図1 メラネシア5か国に対する中国と豪州の支援額



オセアニアに対する支援総計額：豪州：6.83、②米国：1.77、③日本：1.23、④ニュージーランド：1.10、⑤中国：1.06(単位：billion USD)

出所：Philippa Brant, “Chinese Aid in the Pacific, Lowy Institute for International Policy,” February 2015, <http://www.lowyinstitute.org/chinese-aid-map/>.から抜粋。

できなくなるほどの借款危機にあると警告されている³²。

したがって南太平洋では、豪州およびニュージーランドによる安全保障に依存するものの、中国による経済依存が浸透しつつある「二重依存のジレンマ」があり、各国の外交を難しくしている。二重依存のジレンマで豪州およびニュージーランドのリーダーシップが緩めば、現状の地域秩序に挑戦しようとしている中国の行動をとりやすくしていくといえよう。

そのような動向は明らかにフレンチ・ポリネシアにも影を落とし始めている。2012年から、中国の輸入額もフランスについて約10%を占めるようになった。2013年10月中国はフレンチ・ポリネシアに対して、中国開発銀行の資金を使った運輸、農業分野での大規模投資の意向を示した。すでに国際空港の再建、市内を道路でつなぐ新港湾建設、大規模観光開発などが合意されている³³。中国の投資でフレンチ・ポリネシア経済が改善して、雇用問題が改善されるかもしれないが、将来的に中国とフランスの外交関係に歪みが生じることは否定できないと言えよう。

さらに指摘すべき点は、中国の経済的なアプローチは治安維持に影を落とすことが例外ではないことである。トンガでは、中国企業が経済活動を活発化する中で、2006年に暴動が発生し、豪州およびニュージーランドによる鎮圧作戦（Operation Kaliloa）が収拾するほど規模で中国人店舗密集区域が全焼された。また2003年4月、ソロモン諸島でも首都ホニアラで首相選挙をきっかけに暴動が発生して、一部の中国人は本国に避難する事態を招いた。豪州軍を主力とするソロモン諸島地域支援ミッション（RAMSI）は治安の回復が見えてきたとして軍隊は引き上げたが、2017年に撤収した後内政が安定に向かうのかという情勢は続いている。このことから中国のアプローチは地域の「内発的安全」に変化を与えていることは明らかである。

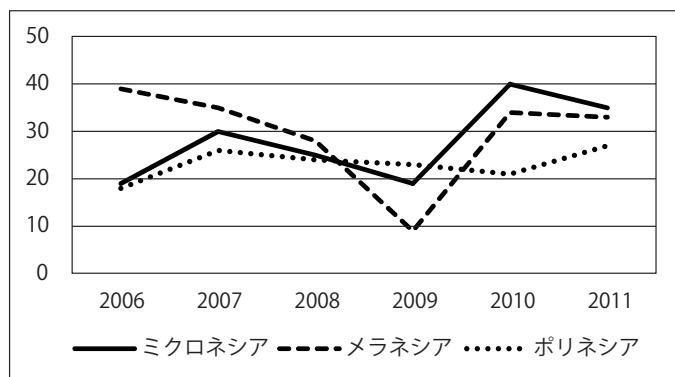
4 フランスの安全保障協力の今日的意義

内外要因の「内発的安全」の脅威を念頭に入れて、フランスはいかに南太平洋の国際関係を形成していくべきなのか。フランスが駐留軍を維持しつつ、国際協力をいかに形成するかは地域安定のための重要な課題である。南太平洋の戦略環境が変化しようとしている中で、フランスの安全保障協力の意義を明らかにする。

（１）地域安定に寄与する「内発的安全」

南太平洋島嶼国が、不法活動（密漁、密輸、海上テロなど）に対して海上執行能力を向上させることはもちろんではあるが、広大なEEZを一国で監視することは困難な状況にある。島嶼国は僅かな海上兵力を駆使しているが、不法活動の取締りのために常続的な監視態勢をとる状況にはない（図2）。確かに豪州は南太平洋島嶼国に警備艇を供与し、さらに2017年から新警備艇に順次編入することになっている³⁴が、格段に増強されるわけではない。また地域としての取組みについても、太平洋共同体（Secretariat of the Pacific

図2 オセアニア地域内の警備艇の年間稼働率（％）



出所：Linda McCann, “The Future of Australia’s Pacific Patrol Boat Program: the Pacific Maritime Security Program,” Centre of Defence and Strategic Studies Australian Defence College, August 2013, Attachment B. から、サブリージョンに属する国におけるEEZ内稼働率をのべ日数から算出。

Community: SPC)³⁵が、災害対応に関する準備能力をサポートするために、基本的な地質学的情報の提供をしているが、サイクロンの早期警戒や共同対処・復旧作業における調整機能を有しているにすぎないからである³⁶。

オセアニア海域では、2000年代半ばからサブリージョナルな取組みの中で漁業管理が行われてきた。現在5つの監視活動が実施されているが、複数の監視活動に参加している国もある。広大なオセアニアでは、漁業資源の共同管理には多国間の監視協力が必要となる。ミクロネシア海域 (Rai Balang) では米国が主体となって監視活動をしている。しかし南太平洋では、Kurukuru (全FFAメンバーの海域)、Tui Moana (ポリネシア海域)、Big Eye / Island Chief (ミクロネシアおよび北メラネシア海域) といった監視活動に米国が参加しているが、優勢な沿岸警備隊を差し出しているわけではない。さらに豪州およびニュージーランドも参加しているが、南太平洋島嶼国から辺境に位置することから活動も限定的にならざるを得ない。つまり南太平洋島嶼国間の監視活動を補うには、隔絶した空間を賄う海空兵力は不可欠なアセットなのである。そこで米国、豪州およびニュージーランドのほかに、フランスの空海兵力が必ず参加している。デニス・フィッシャー (Denise Fisher) がフランスの海空兵力は危機対応能力に優れると注目している³⁷とおり、駐屯仏軍は南太平洋を横断 (transpacifiques) して活動しているのである。

南太平洋に核のない時代が到来し、フランスは南太平洋地域の海洋安全保障協力を推進している。2015年3月、バヌアツがサイクロン・パムによる甚大な被害に直面した際には、豪州が輸送機C-17による救援活動を実施したが、同時にFANCがヴァンデミエールおよび輸送機CASA-235を被害調査に向けた後に、FAPFが人員および施設・衛星通信器材を空輸した。その航空監視能力は密輸防止にも効果を上げている。2016年2月、米哨戒機による通報を受けて、フランス海軍はフレンチ・ポリネシア南方の公海上で、麻薬輸送していたパナマ籍ヨットの拘束に成功している³⁸。FANCはニューカレドニアやウォリス・フツナを含むEEZのほか、バヌアツ、フィジーおよびトンガの周辺海域で違法漁業の取締り、海難救助にあたっている。フランスは、その地理的な優位性を発

揮し、米国、豪州およびニュージーランドとともに、FANCおよびFAPFの海空兵力を相互に補完しながら南太平洋の安定化に寄与しているのである。

またその取組みは信頼醸成にも寄与している。2006年以降、フィジーは他国からの安全保障協力を得られず、隣国との情報共有も図れない上に、警備艇や警戒機もない状態が続いていた。民主政権に移行した後、2015年5月フランスは、フィジーと2016年までの共同監視行動の協定を結んで手を差し伸べたのである³⁹。そこでフランス海軍は、フィジーの海洋秩序を目指す監視活動の支援だけではなく、EEZの蟠りのあるフィジーおよびトンガの連絡士官を乗艦させて教育支援する⁴⁰など、互いの信頼醸成を演出している。フィジーは未だにPIF加盟に復帰していない状況にあるが、フランスは2015年PIDFに招待されている。フィジーが主導するPIDFとPIFが共存する、あるいは新しい地域主義が広がるのかを問わず、フランスはフィジーと両国との架け橋となり得る関係を持っているのである。フランスは域内で軍事介入したこともなく、MSGとFLNKSとの関係を尊重するような支援をしており、フランスの軍事力は、地域の安定力となり得ることを意味する。また周辺海域の情勢を受けた海洋安全保障の取組みに積極的に協力することが、FANCの存在意義の再認識に繋がることも指摘できよう。海洋安全保障の取組みはバヌアツとの境界画定問題の直接的な解決手段にはならないものの、人道的な国家意思が地域の戦略環境の安定につながるのならば、解決要因の一つとして機能する可能性はある。海洋をめぐるグローバリズムの時代にあって、フランスがかつての独自外交に回帰することは複雑な国益の追求にそぐわないことから、フランスの海洋安全保障協力は、PIFに部分的に代わる貢献の一つとなり得るのである。その意味においてもフランスは、東西領地において政府との対立を残さない「内発的安全」を図る必要がある。

さらにフランスは南太平洋から中南米を繋げる太平洋一面への協力関係に発展させることができる。フランスは南太平洋を下って、デュモン・デュルヴィル南極基地を維持しており、フランス観測隊はレユニオンを拠点として豪州のハード島やマクドナルド島などと交流しながら調査活動を実施している。辺境

な南極海にも不法活動が頻発しており、フランスは監視活動を行うにあたり、南極に近い豪州およびニュージーランドの後方支援能力は心強い。フランスは2012年、豪州と共に監視活動を再開したのは、お互いがグローバルな課題に直面しているからに他ならない。そのような動向から考えれば、クリップarton島の課題にも糸口が見いだせる。2012年5月フランス経済・社会・環境審議会は、同島周辺海域にマンガン属団塊の海底資源の賦存を明らかにした。ハワイ諸島からクリップarton島のEEZに迫る公海上には深海底探査区が設けられ、欧州、アジアおよび太平洋島嶼国（13か国以上）の企業体が活動を開始している。他方フランスは、海底資源の開発に期待を寄せているものの、海洋汚染などの課題も取り上げられて、開発の目途がたつほどの海洋調査も進んでいない⁴¹。フランスにとって、東太平洋における海洋活動が活発化している中、海洋秩序の維持は喫緊の課題となっている。海洋権益という戦略的動機がフランスにあるならば、対岸となる南アメリカ周辺国と監視協力が必要となることから、互いの安全保障課題に向けた防衛交流が求められよう。

（2）米国、豪州およびニュージーランドに協調する「内発的安全」

2012年1月、フランスは豪州と戦略的パートナーシップを結び、南太平洋地域でHA/DR、安定および支援に関してより緊密な協力を推し進めることを確認している。2012年6月、元仏国防相ジャン・ピエール・シュヴェヌマン（Jean-Pierre Chevenement）は、フランスは南太平洋の戦略的重要性を認識してその存在感を高める必要がある一方、世界的な均衡関係が変化している今、フランスは新興大国として台頭してきている中国、インド、ベトナム、豪州との協力が欠かせないとし、中国の進出にはフランスは豪州と協力していくと述べている⁴²。また2014年11月にも、フランス国防大臣ジャン＝イヴ・ル・ドリアン（Jean-Yves Le Drian）は、2国間協力および米国、ニュージーランドとの多国間協力を推進する中で、豪州との防衛協力の強化を強調している⁴³。したがってフランスは中国の南太平洋の進出に対応する上で、豪州を重要なパートナーと見なしていることがわかる。

では豪州にとって真向かいに位置するFANCは軍事的にどのような意義があるのだろうか。豪州は2013年の国防白書の中で、米国との同盟関係の重要性を再確認して軍備増強を明示した。「圧倒的なアジアの軍事大国」に対して、豪州は、西太平洋における力の均衡を維持するために、米海兵隊の駐留を含めた手段を講じている。2015年12月、2隻目の強襲揚陸艦が就役したとはいえ、更新される潜水艦はこれからフランスの協力を得て建造されるところである。したがって豪州の貿易拠点の多い東部に面した海洋拒否能力は脆弱であることには変わらない。FANCは海上交通路を挟んで豪州にとって地理的に重要な位置にあることから、南十字星演習を通じて、フランスが豪州および米国などと連携強化を図ることは、地域の治安維持だけでなく海洋の安定化に寄与するのである。

元々太平洋地域には、1952年4月ANZUS条約が締結されて、米国、豪州およびニュージーランドによる反共軍事同盟が引かれていたが、地域の安全保障に根付いたものでない。1984年以来ニュージーランドが非核政策を採ったため、米国が防衛義務を停止するばかりか、米豪関係にも影響を与えていた⁴⁴からである。しかし9.11テロをきっかけとして、米国とニュージーランドの関係は、HA/DR、テロ対策等で協力することによって修復していった。2010年11月、「ウェリントン宣言」⁴⁵で両国の協力体制が明言された後、2012年ニュージーランドは環太平洋演習（RIMPAC）に参加し、他方アラム・ハルファ演習（Exercise Alam Halfa）に米軍を招待して対テロ作戦を演練しており⁴⁶、両国の関係は正常化したと見ていいだろう。そのようなアプローチはフランスとの関係にも波及している。2014年5月フランスは、ニュージーランドと防衛協力を推進することに合意して、特に南太平洋地域における監視任務に必要な物品供与を図り、相互運用性の推進を高めようとしているからである。

ANZUSが機能を回復しつつある今、南太平洋でフランスと米国はどのような関係にあるのか。米国とフランスがパートナーとして結びつかなかった理由は大きく次に集約される。第一に、フランスの南太平洋の領土は、米国およびミクロネシアから広大な海を挟んで分離し、歴史的にもその空間を埋め合わせ

る接点がなかった点である。第二に、フランスが核実験を終了した時点で、戦略的な軍事価値が消滅したことである。そして第三に、各々の核実験と南太平洋島嶼国との関係に関する論争的になったことである。しかし米国の軍事的な連携は豪州、ニュージーランドおよび旧信託統治領のミクロネシア（5か国）に留まらずにメラネシアやポリネシアに踏み出そうとしている。

米国はPIFのパートナーという立場であるが、2011年12月米国は、米国国際開発庁（USAID）の事務所をフィジーに開設し、気候変動対策に資金供与すると発表した。これは、太平洋島嶼全体への関与を深めていくという意味を明示したものである。米国沿岸警備隊はシップライダー計画（Shiprider Plan）に基づき巡視船と警戒機を派遣して、南太平洋島嶼国のEEZを監視するために、当該各国からの海洋法執行官を乗船させている。現在、米国の監視活動は、沿岸警備隊に加えて、米海軍も参加するように拡充している。米国はミクロネシアのほかに、ソロモン諸島、トンガ、フィジーなどと、犯罪、不法移民、核拡散および災害対処を含む、伝統的な海洋安全保障問題について緊密に協力を取り始めたのである。

また2015年5月、米国太平洋軍（PACOM）は、アジア太平洋島嶼国の島嶼防衛能力の強化や相互運用性の向上を図る目的で、米太平洋軍水陸両用リーダーズシンポジウム（U.S. Pacific Command Amphibious Leaders Symposium: PALS）を主催した。太平洋島嶼国は多くの島々からなり広大な海に囲まれており、HA/DR活動に際しても陸海空に跨る水陸両用戦能力が必要となる。アジア地域の国際的救援活動に際して、国際的なアドホックな両用戦部隊が適切に運用されて、地域の安定に寄与してきたことも事実である。しかし米国が約20以上の国を一堂に集結させて、平時のNEO、緊急援助活動の演練したことから、明らかに太平洋における安全保障上の対応を主導的にとろうとしていることがわかる。また中国の参加が見送られたことから、PALSには中国の遠因による地域の不安定を補正する目的も含まれていると考えられる。2015年11月米海兵遠征部隊（Marine Expeditionary Unit）は、フィジー、トンガやフレンチ・ポリネシアに遠征して共同訓練を実施している⁴⁷。

一方、フランスも、歴史的にも地理的にも南太平洋で影響を持つ豪州およびニュージーランドとの軍事協力の中で、水陸両用作戦機能のスペクトラムを地域のHA/DRに集光している。そこでフランスは、米国との連携を深めつつある。フランスは2010年から南十字星演習に、米国をオブザーバーとして招き、2012年から人道・災害救助、非戦闘員撤退作戦を演練している。またニュージーランドも、2015年9月、南カティボ演習（Exercise Southern Katipo）を主催して、米国、豪州およびフランスを招待して水陸両用作戦の演習を実施した。米国、豪州およびニュージーランドが構成していたサブリージョナルな防衛体制は、フランスを加えた4か国の融合した安全保障体制となろうとしている。

この背景は決してHA/DRだけを目的としたものではない。前章で考察したとおり、南太平洋島嶼国は、中国の進出に加えて海外移住者が増加しつつある中で、純粋な先住民族という範疇自体を無批判に設定することが難しくなりつつある。また、脆弱な経済を自立するには、多民族との平和的な共存を通じた国内政治が安定しなければならない。したがって、各国が不法活動、人口移動などのグローバルな課題にも無関心でいられることはなく、これまで以上に困難な「内発的安全」の舵取りに直面する時代になってきている。その意味で、南太平洋島嶼国の内政不安は付きまとう。地域に根ざすフランスは、南太平洋地域の安全保障の一角を担うことから無関心ではいられない。フランスは水陸両用作戦能力を駆使するために、自己完結できるシー・ベISING（sea basing）機能を有していない。だからこそ、それを補完し得る米国、豪州およびニュージーランドとの協同が求められるのである。フランスが陸海空軍による相互作用を促すために、3か国との訓練を推進することはFANCおよびPAPFが地域の安定のために適合すると言えよう。

おわりに—今後の展望として

本論は、フランスの安全保障協力の意義を導出するにあたり、次のことを明

らかにした。

第一に、フランスは核実験を推し進めながら独立機運を封じ込めるために、軍事力を東西領地の「内発的安全」に向けたことである。そして独自外交を背負う軍事力は、反対に南太平洋島嶼国の「内発的安全」の矛先になったのである。

第二に、フランスは、東西領地に不透明な状況を抱えており、自らの「内発的安全」の対応に課題を抱えていることである。また中国のアプローチが、南太平洋地域やフランスの「内発的安全」に変化を与えつつあることが明らかになった。フランスが南太平洋の「内発的安全」に寄与するためには、フランス軍のプレゼンスは必要であり、東西領地の安定は不可欠なのである。

第三に、南太平洋を包み込むFANCおよびFAPFの海洋活動は、多国間の取組みの中で、柔軟性に富み多彩な機能を発揮することがわかった。南太平洋におけるフランスの安全保障上の意義は、協調外交を維持し、南太平洋地域の「内発的安全」に寄与することにある。そこでフランスが中国権力のスペクトラムに対応するには、豪州だけではなく、ニュージーランドおよび米国と協力することが求められるのである。

中国が南太平洋でも影響を及ぼしつつあることは明らかになったが、フランスはその中国に対して、経済的に貿易収支の大幅な赤字の改善という課題を背負っている。2014年3月、習近平国家主席がフランスを訪問した際も、経済外交の色濃いものとなっている。この訪問で多くの経済協力（約50件）が決定されており、新しい分野でのお互いの投資拡大が期待されている。しかしながら、フランスは中国の南太平洋への経済進出に潜む、安全保障上の懸念を注視しており、中国に対する米豪の動向に沿いながら、南太平洋の戦略的構造の根本的な変化に対応している。

その姿勢は、日本との関係強化にも垣間見ることができる。フランスは2014年5月、第3回日仏外相戦略対話の中で、日本と同様に「太平洋の海洋国家」という大きな共通点があり、「法の支配」の原則を堅持しながらこの地域の安定化に真剣に取り組む利益と責任を共有すると表明した。すぐさま2014年8月

フランスは、南十字星演習に自衛隊を招待し、HA/DR連携強化を図った。さらに2015年5月フランス海軍は本土から九州西方海域に進出して、日米との水陸両用作戦を演練した⁴⁸。対照的にフランス海軍は上海に定期的にニューカレドニアから親善訪問しているが、人道的救援訓練を実施しているに過ぎない。フランスは、南太平洋に身構える領土から放射状に帯びる海洋を経由して日本との協力を推し進めようとしていることから、中国の台頭がもたらす不確実性に備えつつあると理解できる。日本としても、フランスの南太平洋戦略に共通の利益を見出して安全保障協力を進展させていく必要があることは言うまでもない。

付記

本稿の趣旨の一部は、国際安全保障学会2015年度年次大会（平成27年12月6日、慶応義塾大学三田キャンパス）で口演発表した。

注

- ¹ 本稿では、太平洋中、「南太平洋」を地理的に赤道以南として、メラネシアおよびポリネシアの国々を示す。
- ² “Livres blancs 2013 sur la défense et la sécurité nationale,” Direction de l’information légale et administrative, Paris, 2013, p. 36.
- ³ Ibid., pp. 50-51.
- ⁴ フランスの「国防白書(2008年)」によれば、FANC 2,950名（3,670名）、FAPF 2,400名（3,710名）と大幅に減員している。括弧数はフランスの「国防白書(1994年)」による。
- ⁵ 環境破壊（地球規模）、自然災害、核汚染、環境破壊（国内）、資源枯渇、武力紛争（国内、国外）、破壊活動（国外から）、内乱、軍事化、テロ、失業、食料不足、麻薬、HIV/エイズ（健康問題）、貧困、人権侵害、文化破壊、性暴力（18区分）。太平洋島嶼国はこれらの国内・国外の脅威に多様なレベルで対応したが、フランスに対する非核・独立運動は太平洋地域の連帯に結び付いたと結論づけている。ロニー・アレキサンダー「太平洋島嶼国の内発的安全—非核・独立太平洋運動を例に」『太平洋アイデンティティ』（国際書院、2003年10月）、56～63頁。
- ⁶ （北側から）パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パプアニューギニア、ナウル、キリバス、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、フィジー、トンガ、サモア、

ニウエおよびクック諸島を示す。

- 7 1947年2月、豪州、フランス、英国、オランダ、ニュージーランド、米国（6カ国）がキャンベラ協定に署名。その後、オランダ、英国が脱退。残った4カ国と太平洋島嶼国（22カ国）と領土が構成。この共同体は農業、漁業、環境等の自然資源分野、教育、保健、文化、女性地位向上等の人間・社会開発分野、エネルギー、ICT、インフラ、運輸等経済分野、海岸線管理、海底地図作成、海洋境界線策定等海洋・島嶼分野、災害リスク削減、統計、人口、食糧安全、気候変動等横断的な共通分野などで活動。
- 8 Denise Fisher, “France in the South Pacific – Power and Politics,” Australian National University, May 2003, pp. 61-62.
- 9 “Des Accords de Matignon à l’Accord de Nouméa (1988-1998),” Vice-rectorat de la Nouvelle-Calédonie Direction générale des enseignements.
- 10 1979年にSPFの下で、豪州、ニュージーランド、太平洋島嶼国（14カ国）およびトケラウが設立した総合漁業研究機関。各国経済水域などでの他国の漁業に対し、入漁料などに関する集団交渉などを実施。
- 11 South Pacific Forum Fisheries Agency Convention, 1979.
- 12 パプアニューギニア、ソロモン諸島、ミクロネシア（パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、ナウル、キリバス）、ツバルの間で取極めた漁業管理規制。
- 13 1987 Defence White Paper, op. cit., pp. vii–x.
- 14 Linda McCann, “The Future of Australia’s Pacific Patrol Boat Program: the Pacific Maritime Security Program,” Centre for Defence and Strategic Studies Australian Defence College (2012 August), p. 6.
- 15 太平洋島嶼国のうち、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、パラオ、パプアニューギニア、キリバス、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、フィジー、トンガ、サモアおよびクック諸島（ナウルおよびニウエを除く）に供与（総計22隻）。Jane’s Fighting Ships, Jane’s Information Group, 1987-1997を参照。
- 16 Defending Australia (Defence White Paper 1994), p. 102.
- 17 “Australia-New Zealand closer defence relations: an evaluation,” Parliament of the Commonwealth of Australia, March 29, 1993, pp. 6-15.
- 18 “Mission Turbo 2012,” *Fenu@Defense*, April 20, 2012.
- 19 “Livres blanc 2008 sur la défense et la sécurité nationale,” Direction de l’information légale et administrative, Paris, 2008, p. 196.
- 20 “Search Earth and Rescue in New Caledonia and French Polynesia,” 48th Conference of Directors General of Civil Aviation Asia and Pacific Regions, October 14, 2011, pp. 1-4.
- 21 “Rencontre entre le SAMU et les *Forces armées en Polynésie française (FAPF)*,” *Forces Armées en Polynésie française*, 23 janvier, 2014.
- 22 “East Timor and Australia’s Security Role: Issues and Scenarios,” *ABC News*, April 29, 2014.
- 23 Présidence de la République, “Président de la République à l’issue du Ier sommet France-Océanie,” Conférence de presse finale de M. Jacques Chirac, 28 juillet, 2003.
- 24 Fisher, France in the South Pacific, pp. 261-265.
- 25 “Polynésie : la France dénonce une “ingérence flagrante” de l’ONU,” *Le Monde*, 17 mai, 2013.

- ²⁶ Summary of Recommendations of the Commission on the Limits of the Continental Shelf in Regard to the Submission Made by France in Respect of French Guiana and New Caledonia Regions”, May 22, 2007, p. 13.
- ²⁷ 1986年に設立し、フィジー、バヌアツ、ソロモン諸島、バブアニューギニアおよびFLNKSが加盟。設置目的：①メラネシアの域内貿易、文化、伝統および地域の価値観や平等の共有、②経済的、技術的な支援を促進、③経済成長、安定および安全保障の連携。
- ²⁸ Lyu Guixia, “China’s Development Aid to Fiji: Motive and Method,” Research Centre of the Pacific Island Countries, Liaocheng University, pp. 2-5.
- ²⁹ Michael Field, “Warships Square off in Pacific Feud,” *Sunday Star Time*, December 6, 2011.
- ³⁰ 梁蓬飞, “房峰辉会见斐济武装部队司令,” *中国军网*, 2015年7月16日, <http://www.81.cn/lkkj/2015-07/16/content_6588481.htm>.
- ³¹ 2013年フィジーは、ロシアと武器供与協定は締結しており、供与武器の総額は約8,800万米ドルと判明した。ロシア外務省は、供与軍用資材はゴラン高原国連停戦監視用であると説明した。Aqela Susu, “Russia Refutes Claims on Arms,” *Fiji Sun*, February 16, 2016.
- ³² Philippa Brant, “The Geopolitics of Chinese Aid,” *Foreign Affairs*, March 4, 2015.
- ³³ “Chinese Investors Talk up Transport, Agriculture Deals in French Polynesia,” *Radio New Zealand International*, October 14, 2013.
- ³⁴ McCann, “The Future of Australia’s Pacific Patrol Boat Program,” p. 7.
- ³⁵ 1998年2月、南太平洋委員会（South Pacific Commission）を発展的に拡大した太平洋の島嶼国を中心とする地域協力機構。社会・経済・文化的向上を目的としており、安全保障問題は取り扱われていない。
- ³⁶ Commonwealth Secretariat, View of International Mechanisms for Disaster Relief, Rehabilitation, and Reconstruction, 1999, <http://www.thecommonwealth.org/shared_asp_files/uploadedfiles/%7BE4049D36-92C9-4800-B47B-08067BF23EDB%7D_CCGE992.pdf>.
- ³⁷ Fisher, France in South Pacific, pp. 264-265.
- ³⁸ “Narcotrafic: le Prairial arraisonne un voilier transportant une importante quantité de cocaïne,” *Forces Armées en Polynésie française*, 29 février, 2016.
- ³⁹ “Fijian Navy hosts French Counterparts,” *Republic of Fiji Military Forces*, May 16, 2015.
- ⁴⁰ “Actualités: Operation Tui Moana,” *Portail des FANC*, <<http://www.forcesarmees.nc/index.php/articles/acualites/47-operation-tui-moana>>.
- ⁴¹ Serge Larcher, “La zone économique exclusive des outre-mer: quels enjeux ? - Audition de Mme Nathalie Bassaler, conseil scientifique en prospective auprès du Centre d’analyse stratégique (CAS) ,” 30 mai, 2012.
- ⁴² Jean-Pierre Chevenement, “Le Pacifique est une région stratégique pour la France,” *Dépêche AFP*, 25 juin, 2012.
- ⁴³ “Minister for Defence – French and Australian Defence Ministers Meet in Perth,” Australia Defence Ministers, November 2, 2014.
- ⁴⁴ 1985年2月1日、ニュージーランドのロンギ首相は米国に対して、核兵器搭載能力のある艦船一切の寄港を拒否すると通告。5日、米国は3月に予定していた豪州・ニュージーランドとの合同演習を中止。

- ⁴⁵ その内容は、①太平洋の問題について協力して対処、②大臣レベルの定期会合を開催、③政治的軍事会談を開催。特に軍事共同訓練を強化、④共同科学研究として南極でのエネルギー開発事業を実施。U.S. Department of State, “Wellington Declaration on a New Strategic Partnership between New Zealand and the United States,” *Office of the Press Secretary*, November 4, 2010.
- ⁴⁶ “NZ Defence Force Participation in World's Largest Exercise gets underway,” *New Zealand Air Force*, August 2012, <<http://www.airforce.mil.nz/about-us/news/media-releases/media-release.htm@guid=%7Bed817ab2-9587-4537-a9aa-63d6a5cad8e%7D.htm>>.
- ⁴⁷ Lance M. Bacon, “Marines hit Tahiti, Fiji and more on Pacific deployment,” *Marine Corps Times*, November 21, 2015.
- ⁴⁸ “Mission Jeanne d’Arc: des manœuvres amphibies encore jamais réalisées,” *RP Defense*, 29 mai, 2015.